

## 第1種電気工事士の定期講習制度の変更に関する質問への回答について(改訂版)

平成25年8月30日

経済産業省商務流通保安 G

電力安全課

平成25年4月から、第1種電気工事士の定期講習は5つの団体・企業(平成25年8月時点)が実施する制度になり、制度の変更について昨年12月、平成25年度に定期講習の受講期限が来る方全員にお知らせしたところですが、これまでに多く寄せられたご質問についてお答えします。

**Q1 : 経済産業省と NITE ((独)製品評価技術基盤機構)の連名によるお知らせがあったが、定期講習は行われなくなったのか。**

**A1 : いいえ。定期講習そのものは、今までどおり5年に1度受講していただく必要があります。**

今後の定期講習は、新たに指定された5つの指定講習機関がそれぞれ行いますが、どの講習機関の講習を受講してもかまいません。

**Q2 : 講習は東京でしか開催されないのか。東京に行かないといけないのか。**

**A2 : いいえ。講習は、5つの講習機関それぞれが、各都道府県内で最低1回は開催します。**

お手数ですが、詳しくは各指定講習機関のホームページをごらんいただくか、電話で直接お問い合わせ下さい。

(一財) 電気工事技術講習センター TEL:03-3435-0897

(株) 東京リーガルマインド TEL:03-5913-6268

(株) 日建学院 TEL:03-3988-1175

(株) 総合資格学院法定講習センター TEL:050-5541-7500

(株) 全国試験運営センター TEL:0120-252-586

**Q3 : 講習は年に1回しか行われなくなったのか。**

**A3 : いいえ。お知らせにある「平成24年8月31日」という日付は、指定講習機関を指定したことを官報で公示した日で、定期講習を実施した日ではありません。**

**Q4 : 指定の番号には、どのような意味があるのか。**

**A4 : 各講習機関から行われた指定の申請を受け付けた順番であり、特に意味はありません。**

Q5 :受講手数料はいくらか。

A5 :講習の受講手数料は、各講習機関が独自に設定しています。

また、各講習機関それぞれ全国で同一額に設定しており、同じ講習機関であれば地域ごとに手数料額が異なるということはありません。

Q6 :今後、個別に受講案内は来なくなるのか。

A6 :はい。NITE から送付されていた受講案内は廃止されましたので、お手数ですが、原則として、資格者ご自身が定期講習の受講期限を管理していただくこととなります。

これまでとほぼ同様に、定期講習の期限が近づいたらご案内をする制度を取っている講習機関もありますので、詳しくは各指定講習機関のホームページをごらんいただくか、電話で直接お問い合わせ下さい。

(ご案内を行うための指定講習機関への登録は、1機関に限定する必要はありません。)

Q7 :制度の変更に気がつかず、NITEからの受講案内を待っていたら受講期限が過ぎてしまった。どうしたらよいか。

A7 :上記の5つの講習機関のいずれかが行う定期講習で、なるべく直近の日に行われるものについて、できるだけ早く受講手続きをしていただくようお願いします。

(受講申込みができるかどうか、当省に個別にご確認いただく必要はありません。)

[講習制度変更に関する問い合わせ先]

なお、その他のご質問がある方は、

商務流通保安グループ電力安全課 電話(03)3501-1742(直通)をお願いします。